

「知」の集積と活用の中

第3期（令和8年度～12年度）基本方針

令和8年3月

「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会事務局
農林水産技術会議事務局

目次

I. これまでの協議会活動・評価	1
II. 協議会を取り巻く環境と第3期のコンセプト等	2
1. 協議会を取り巻く環境	2
(1) 農林水産・食品分野のオープンイノベーションの動向	2
(2) 外部環境の進展と本協議会の位置づけ	3
2. 第3期のコンセプト・目指すべき姿	4
III. 第3期（令和8年度～12年度）の取組内容	7
1. 協議会の基盤強化（行動指針①）	7
2. 事業化等に向けた人材・機関の巻き込み（行動指針②）	7
3. プラットフォームへの効果的な支援（行動指針②）	8
4. 社会実装伴走支援（行動指針②）	9
5. 政策課題解決への貢献を強化するための技術領域の整理とプラットフォームの組成・支援（行動指針③）	10
6. 省内外の他の協議会や地域イノベーション拠点等との連携（行動指針④）	11
7. その他	11
(1) 協議会の会費について	11
(2) ロードマップの作成	11

I. これまでの協議会活動・評価

『「知」の集積と活用』は、我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し、成長産業化を促進するため、化学、医学、情報工学、機械工学をはじめとする様々な分野のアイデアや技術等を積極的に導入し、農林水産・食品分野における従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを創出する場として、平成 28 年に設立された。

第 1 期（平成 28 年度～令和 2 年度）の 5 年間では、会員の獲得、会員同士のマッチング機会の創出、知的財産権等に関するセミナーの開催、情報発信活動などを重点的に展開してきた。これらの活動により、産学官や異分野の多様なプレーヤーが集い、研究開発の初期段階から事業化を見据えた議論が活発に行われるなど、オープンイノベーションの基盤が形成された。

第 2 期（令和 3 年度～7 年度）の 5 年間では、創出された研究成果の商品化・事業化や技術の普及等（以下、「事業化等」という。）に向けた出口部分の支援の重点化を基本とし、研究開発プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の分類や活動類型の見直しを行うとともに、スタートアップエコシステムの創生、スマート農業の推進、海外市場への展開促進等を新たな取組として基本方針に位置付け、活動を展開してきた。具体的には、成果の PR 活動や事業化等に向けたセミナーの開催、伴走型支援の実施、さらには駐日大使館と連携した海外との技術交流の強化などに取り組んできた。加えて、省内外の協議会や外部機関と連携したイベント開催やリソースの活用等を進めることで、より多様な者との連携による事業化等の可能性を広げる取組を実施してきた。

こうした活動の結果、第 2 期の 5 年目に当たる令和 7 年度末時点において、農林水産・食品産業関連の企業・研究機関などに加え、情報通信、化学工業、卸売業、金融業など、多様な分野から 5,200 を超える会員が参画し、約 180 のプラットフォームが自発的に組織されている。さらに、これらの研究開発プラットフォームの活動を通じて、累計 700 以上もの研究コンソーシアムが形成され、そのうち 6 割以上が他省庁を含む外部資金を獲得して研究開発を実施している。

また、プラットフォームからは、これまでに累計 160 以上の製品・サービスが上市されており、各プラットフォームが地道に研究開発を進めてきた結果、近年は上市される件数が着実に増加している。

このように、第 1 期から第 2 期に至る取組を通じて、『「知」の集積と活用』は、プラットフォームにより技術シーズの創出から事業化等までを一気通貫で行う仕組みとして機能し始めている。

さらに、分野や組織の垣根を越えた多様な主体が参画し、自発的なプラットフォームや研究コンソーシアムが数多く形成され、製品・サービスの上市が着実に進展していることは、本協議会の存在が、我が国の農林水産・食品分野におけるイノベーション創出の裾野拡大に大きく寄与していると言える。こうした成果を踏まえると、本協議会が今後も我が国の農林水産・食品産業の競争

力強化において重要な役割を果たすものと認識している。

一方で、社会課題の高度化・複雑化や国際競争の激化を背景に、研究成果のさらなる社会実装や新たな価値創出に対する本協議会への期待は一層高まっており、第3期では、これまでに蓄積された知見とネットワークを最大限に活用しつつ、本協議会が新たな挑戦と成長のステージへと進化していくことが期待されている。

第3期（令和8年度～12年度）の基本方針を策定するに当たり、プラットフォームへのヒアリングや会員向けアンケートを実施するとともに、現在の課題の整理や今後のあるべき姿などを理事会で議論してきた。

次項からは、オープンイノベーションの近年の動向等、本協議会を取り巻く環境を整理した上で、第3期のコンセプト・目指すべき姿を明確化し、その実現に向けた具体的な取組を提示する。

Ⅱ．協議会を取り巻く環境と第3期のコンセプト等

1．協議会を取り巻く環境

平成28年の本協議会の設立以降10年が経過し、その間、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を含む社会・経済環境の変化、地政学的リスクの高まり、デジタル化の進展等を経て、農林水産・食品分野の研究開発やオープンイノベーション等の潮流は着実に変化してきた。以下、現状を整理する。

（1）農林水産・食品分野のオープンイノベーションの動向

国際競争が一層激化する中、企業が自社のみでイノベーションを創出することには限界があるとされている。そのため、大学・公的研究機関やスタートアップとの連携を通じ、新たな技術や発想を迅速に取り込むオープンイノベーションの重要性は増しており、大企業を中心に着実に進展が見られる一方、中小企業では、取組の遅れが指摘されている。

農林水産・食品分野では、近年、研究開発と政策的な支援が相互に強化され、イノベーションが加速しつつある。国内では、平成25年に農業ICT化・ロボット化（スマート農業）が国家戦略に位置づけられ、平成31年には全国規模の実証プロジェクトが始動、令和6年には「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」が施行されるなど、研究開発支援の充実と法的支援体制が整備されてきた。さらに、令和4年には政府が「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、人材、資金、オープンイノベーションを三本柱として、2027年までに10兆円規模の投資目標を掲げるなど、スタートアップ育成に向けた政策も強化され、政府・民間による投資が拡大している。

また、食料安全保障・環境対応を軸とする制度改革も進展した。令和6年には「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の確保と環境と調和のとれた食料シス

テムの確立が政策の中核に据えられた。続く令和 7 年には新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、KPI を伴う政策の PDCA が明確化されている。本基本計画には「知」の集積と活用の場の機能を強化し、オープンイノベーションにより、スタートアップや農業者、大学を含む産学官の連携による研究開発・社会実装を加速させることも位置付けられている。

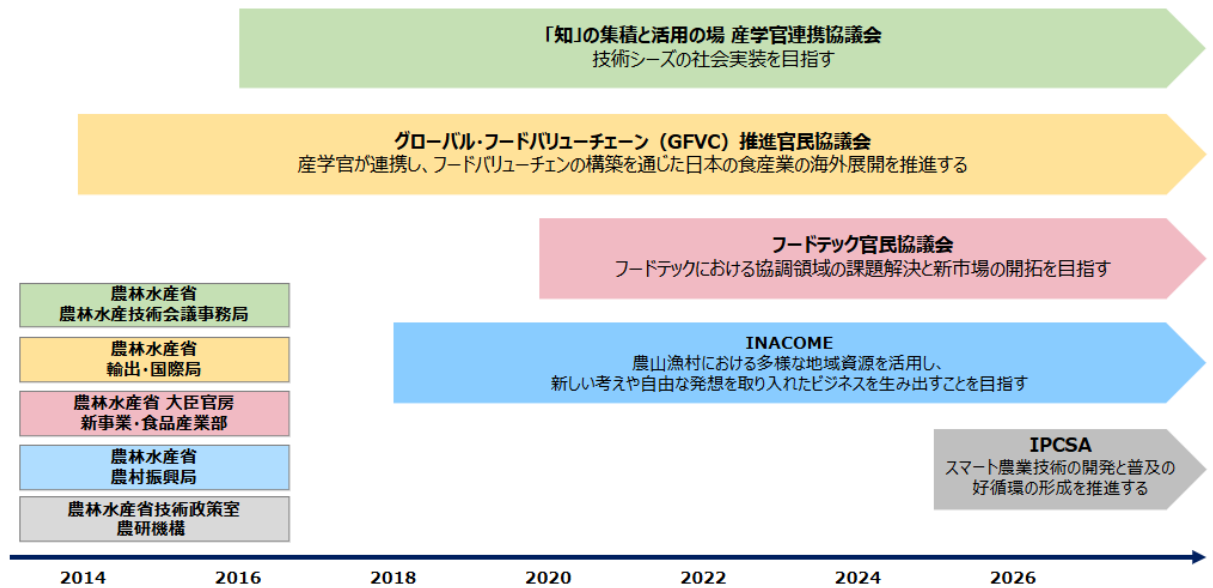
加えて、令和 7 年 11 月には内閣官房に「日本成長戦略本部」が設置され、AI・半導体・量子・造船・バイオ・フードテック等の 17 分野が「危機管理投資」及び「成長投資」の観点から戦略分野に指定されるとともに、分野横断的課題として人材育成・スタートアップ・労働市場改革等の 8 課題の検討が開始された。令和 8 年夏までに、官民投資ロードマップを取りまとめる方針であり、農林水産・食品領域においても、戦略分野であるフードテック・バイオや横断的課題のスタートアップ育成等を軸に、研究から事業化等までの加速化と規模化が見込まれる。また、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画においても、オープンイノベーションによる産学官連携や地域イノベーションの推進等によりイノベーション・エコシステムを高度化することなどについて明記されている。

こうした中、農林水産・食品分野は、生産・流通・加工・販売のサプライチェーン全体で多くの課題を抱えており、それらの解決に向けて、複数の機関が連携しそれぞれの強みやリソースを活用して事業化等を目指すオープンイノベーションの取組が進められている。近年では、独自の技術シーズを活用して新規事業を創出するスタートアップが複数設立されており、サプライチェーン全体を動かし得る大手企業等との連携の機運も高まっている。「知」の集積と活用場には、こうした状況の変化に即応しうるオープンイノベーションの基盤強化と、産学官の緊密な連携による実装・展開の加速が求められている。

（２）外部環境の進展と本協議会の位置づけ

本協議会が設立された平成 28 年以降、Society 5.0 の推進やデジタル技術の急速な進展、グローバル競争の激化などによりオープンイノベーションの重要性が一段と高まった。農林水産省内では、フードテック官民協議会やスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）など、関連する協議会が次々と設立された。他省庁・他機関においても、文部科学省の共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）や、中小企業基盤整備機構が運営するマッチングサイト（ジェグテック）などの取組が進められている。その中で本協議会は、農林水産・食品分野を網羅し、技術開発から新事業創出（イノベーション）を志向する点で特異性を有する枠組みとして、オープンイノベーションを通じた研究開発型イノベーションの創出を促進してきた。

農林水産省が所管する協議会



出所：各協議会のホームページ等をもとに作成

さらに、地方大学や地域の企業を中心とした地域イノベーション拠点やスタートアップ創出を目的とした地域インキュベーション施設、各地域課題の解決を目指す地方フードバレーの取組など、地域拠点を活用したオープンイノベーションの取組も拡大している。

設立当初は連携先も限られていたが、現在では他の協議会や地域イノベーション拠点等との連携の可能性が広がり、オープンイノベーションの相乗効果が期待される。会員数の増加や技術シーズからの事業化等の事例の蓄積を通じて、本協議会の価値は着実に向上しており、今後も多様な連携を通じて、農林水産・食品産業の持続的な成長に貢献することが期待される。

2. 第3期のコンセプト・目指すべき姿

第1期では事業化に向けた技術・アイデアの創出を推進し、第2期ではそれらの事業化支援と各取組の推進を図ってきた。第3期では、「1. 協議会を取り巻く環境」も踏まえ、第2期に引き続き、『「知」の集積と活用場』で集積されてきた研究成果の事業化等に向けた重点的な支援を基本とし、これをさらに加速するための施策を展開する。

一方、事業化等を一層加速する上で、協議会に蓄積してきた技術シーズ・研究成果などの「知」のさらなる活用、必要な人材等のリソース確保、政策課題解決への対応強化などの課題が明らかになっている。

第3期においては、このような課題に対応するための施策が一貫したものとなるよう、第1期に

設定したミッション、ビジョンに加え、新たに4つの行動指針を設定することで、第1期、第2期で実施してきた事業化等に向けた施策を継続し強化することにより、『「知」の集積と活用』のミッションである農林水産・食品産業の成長産業化の実現を目指す。

なお、「産学官連携協議会」「研究開発プラットフォーム」「研究開発コンソーシアム」の3層の基本構造は維持しつつ、これまでの運用経験も踏まえ、当該構造をより効果的に機能させる。

【4つの行動指針】

① 連携・ネットワーク化を促進するための技術シーズや有用情報の提供促進

協議会内でオープンイノベーションを促進するためには、プラットフォームや会員等が持つ技術シーズやプラットフォームの活動内容を協議会が適切な形で提供する必要がある。このため、会員が求める知財戦略・ビジネス戦略の策定や事業化等に役立つ情報について、セミナーなどの限られた機会だけでなく必要な時に手軽に収集できる情報のハブ的機能を強化していく。

② 事業化等に向けた効果的・効率的な支援

事業化等を推進するため、革新的な技術を有しているスタートアップ等の活用や技術シーズの事業化を進める人材の確保を促進する。また、資金調達や知的財産などは多くのプラットフォームに共通する課題である一方、助言できる専門家が不足していることから、これら専門家は個々のプラットフォームへの関与だけでなく、横断的にプラットフォームに関与できる支援体制の整備などを進める。さらにプラットフォームの取組フェーズや状況に応じて、協業候補先の紹介、海外展開への支援やプラットフォームの整理統合等を進めていく。伴走支援など事業化等に有効な取組は第3期で引き続き実施し、支援ノウハウとして蓄積することで効果的・効率的な支援を行う。

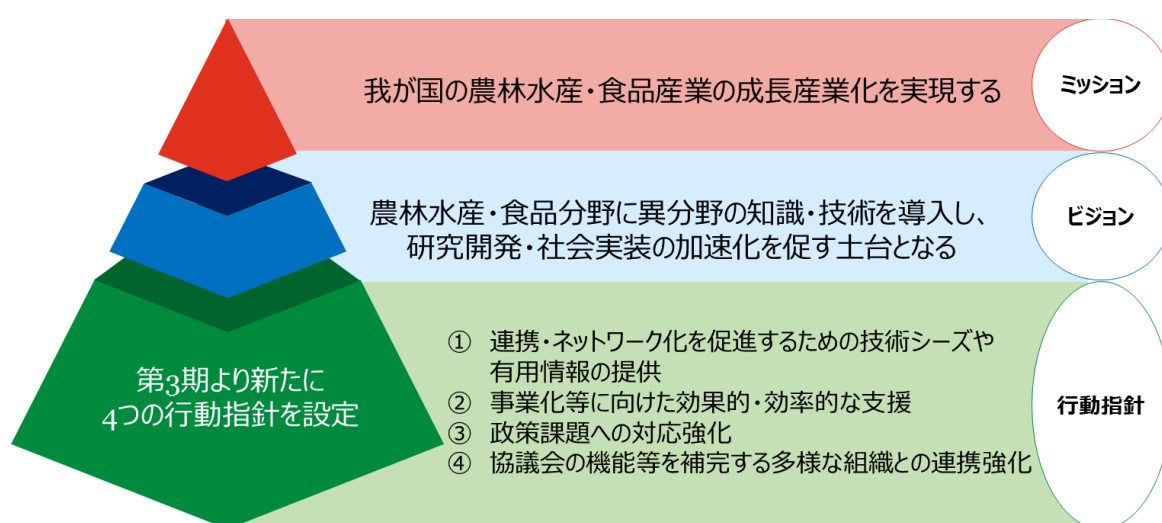
③ 政策課題への対応強化

農林水産省が運営する取組として、中長期的に活動を継続していくため、より政策への貢献度を高めていく必要がある。第3期では、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法及び令和7年に決定した「食料・農業・農村基本計画」やその他の戦略に基づき、食料安全保障、輸出促進、環境負荷低減、農業の持続可能性など、我が国が直面する社会的・経済的課題の解決を一層推進し、政策への具体的貢献を果たすことが重要である。このため、これまでのように会員の自発的なプラットフォーム形成だけでなく、施策課題解決に有益な技術シーズを持つ会員（スタートアップ等）やステークホルダーを集めるなど協議会の働きかけによるプッシュ型のプラットフォーム組成やプラットフォーム運営への支援を行う。

④ 協議会の機能等を補完する多様な組織との連携強化

プラットフォームの研究成果を事業化等していくためには、事業化のフェーズに応じた活動や新たなステークホルダーの参画・関与が必要となるが、本協議会の人材・情報・施策だけでは十分ではないケースもある。また、サプライチェーン全体の課題は複合的であり、一つの技術だけでは解決できないため、産業全体を動かす企業を中心として、必要な技術や製品・サービスを有する機関と連携して課題を解決する必要がある。このため、省内外の協議会や機関、生産者団体等の組織と積極的に連携し、事業化等に必要の人材・情報・施策などを補完していく。

【協議会のミッション・ビジョン・行動指針】



Ⅲ. 第3期（令和8年度～12年度）の取組内容

前述のこれまでの活動、協議会を取り巻く環境、第3期のコンセプト・目指すべき姿を踏まえ、「4つの行動指針」に基づく第3期の具体的な取組を示す。

1. 協議会の基盤強化（行動指針①）

■ 「人材・資金・環境」情報の整備

オープンイノベーションを推進する上で、会員が協議会内外の「人材・資金・環境」に関する情報にアクセスし活用できる状況が望まれるが、現状は情報提供体制が十分に整っていない。これを改善するため、マッチングを希望する会員情報、技術シーズ情報、知的財産関係情報、資金・補助金情報、実証圃場やラボ施設等の情報を順次整理し、協議会ホームページ上で会員が容易にアクセスできる仕組みを整備する。

■ プラットフォームの取組・成果の「見える化」

協議会がプラットフォーム活動を適切に支援するためには、各プラットフォームの技術シーズや活動状況、研究成果を適時把握することが重要である。さらに、プラットフォームや会員が他のプラットフォームの技術シーズや協業先を探索しやすくするためにも、取組・成果を「見える化」し、活用できる状況にする必要がある。これまで、プラットフォームの活動は年1回のPDF報告書としてHPに掲載してきたが、十分に活用されていない状況であったため、第3期では、活動状況、社会実装フェーズ、求める協業先等をタイムリーに把握・共有できる仕組みを整備する。

■ 協議会事務局とプロデューサー、プロデューサー同士の連携強化

第1期では、プラットフォームのプロデューサー会議を開催し、活動状況の共有等の交流を行っていた。第2期からは本会議を縮小してきたが、この間、各プロデューサーは研究開発から事業化に向けた取組における課題や失敗事例、成功のノウハウを蓄積しており、活動の活性化を考えるプロデューサーからは同会議の開催を求める声大きい。また、協議会事務局とプロデューサーとの情報共有等を強化することで協議会から効果的な支援が可能となる。このため、第3期ではそれぞれの取り組みの中でノウハウを蓄積してきたプロデューサーが集まる場（例：プロデューサー会議）や協議会事務局とプロデューサーとの意見交換の機会を積極的に設定するなど、連携を強化する。

2. 事業化等に向けた人材・機関の巻き込み（行動指針②）

■ スタートアップ等の活用促進

革新的な技術開発や開発された技術を活用した新事業創出を目指すスタートアップの育成

に関しては、関連施策として令和 3 年度からスタートアップ総合支援事業、令和 5 年度からフェーズ 3 基金事業による支援が措置され、農林水産・食品分野におけるスタートアップ育成が進展している。大手企業だけでは解決が難しい挑戦的な課題に対して、迅速に対応できるスタートアップの活用が期待されるが、協議会へのスタートアップの参画やスタートアップが主体的に参加するプラットフォームは未だ少ない状況である。引き続き、スタートアップの参画を促進するとともに、スタートアップの特徴を活かせる連携を促進する。例えば、サプライチェーン全体を動かし得る大手企業を中核とし、そこに個別課題を解決し得るスタートアップ等が参画したプラットフォームを構築することで、サプライチェーンにおける課題解決を図る。その際、各組織の役割分担やガバナンスを明確化し、実証フィールドの提供や資金支援を通じて新技術の事業化等を加速する。

■ 事業化人材の参画促進

創出された技術シーズの事業化等に向けては、技術・研究成果の価値を見極め、実用化への橋渡しを担う専門人材（いわゆる CXO クラスを含む事業化人材）の参画が不可欠である。このため、農林水産・食品産業が抱える課題を俯瞰し、将来の産業構造の変化を見据えて事業化等の方向性を描き、市場分析、事業モデル設計、規制・標準化への対応、資金調達、パートナーシップ構築などを総合的にリードできる人材を、他省庁事業や民間サービスも活用してスカウトし、当該人材がプラットフォームへ助言・参画できる仕組みを検討し、事業化等を加速させる。

■ 横断的組織の形成

VC/CVC、金融機関、知財専門家、ビジネス支援者等は、いずれのプラットフォームでも事業化等を目指す上で重要である。これらの支援組織・人材は、これまで、それぞれのプラットフォームが必要に応じて自らが探索し、支援を受けることとしてきたが、支援組織・人材が不足していることもあり、実行できているプラットフォームは少ない。一方、支援組織・人材側は支援先の効率的な探索を求めている。こうした両者の効果的・効率的なマッチングのニーズに応えるため、例えば、専門組織・人材が複数プラットフォームに横断的に関与できる専門分野ごとの組織（例：アドバイザリーボードや勉強会組織等）の構築を検討し、支援体制を強化する。

3. プラットフォームへの効果的な支援（行動指針②）

プラットフォームは研究開発から事業化までをマネジメントする組織であり、プラットフォーム毎に、保有する技術の実用化に向けたフェーズは異なる。これまで十分に把握できていなかったフェーズ

（例：研究開発、製品開発、事業化）を前述 1 の「見える化」により明確化し、例えば必要な技術シーズ、協業候補先の紹介や資金調達に向けた情報の提供など、フェーズに応じた効果的な支援を行う。

また、第 2 期から開始した海外展開の支援では、これまで駐日大使館の入会を進め、共催イベント等により海外の研究機関・企業との技術交流を支援するとともに、海外との研究開発や事業化等に向けた協業を加速するため海外会員の募集を進めてきた。第 3 期では、プラットフォームのフェーズに応じて、JETRO や JICA 等の海外展開支援事業の活用につなげることや会員の大使館と連携して、海外市場に展開するための機会創出を支援していく。

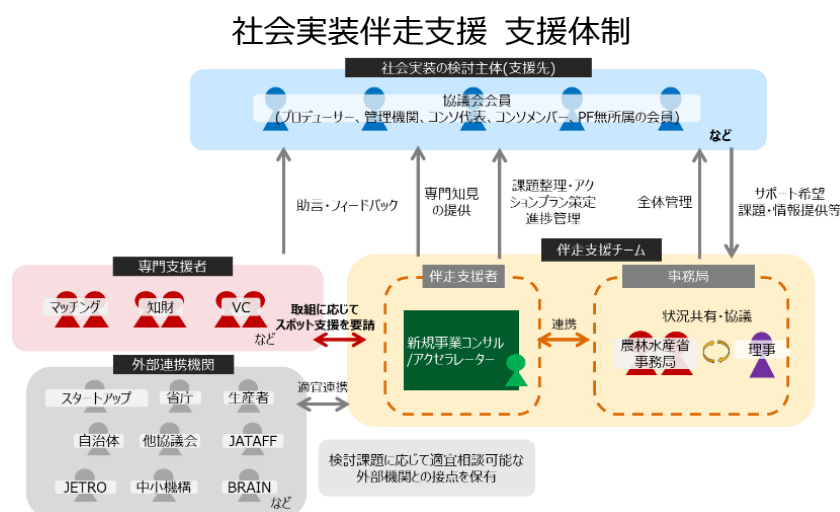
さらに、ヒアリングによる分析の結果、プロデューサーの負担が大きく、事業化等に向けた取組が十分に行えていないプラットフォームが一部に見られた。一方で、事業像を描きつつ参画機関の役割を明確化し、効果的に運営している事例もある。効率的・効果的なプラットフォーム運営の分析をさらに進め、今後はプラットフォームの体制整備、プラットフォームの整理統合、運営人材の紹介等、運営に関する助言を協議会事務局から実施する。

4. 社会実装伴走支援（行動指針②）

令和 4 年度から検討を始めた事業化等サポートでは、協議会事務局が提供する伴走支援機能を新たに立ち上げ、令和 7 年度までに合計 19 件のプラットフォーム/会員への伴走支援を提供し、支援先からも高い評価を得ている。支援先からは事業化検討の促進、ビジネスアイデアの創出、新たな商談先の獲得等に効果的だったとの報告があった。

引き続き支援を継続するとともに、会員からのニーズが高い専門家による助言、マッチング・商談支援、市場調査・分析等の支援ノウハウを蓄積していく。

今後は、協議会事務局が蓄積した支援ノウハウの活用や他事業との連携等により、効果的・効率的で継続性のある支援体制の構築に取り組む。



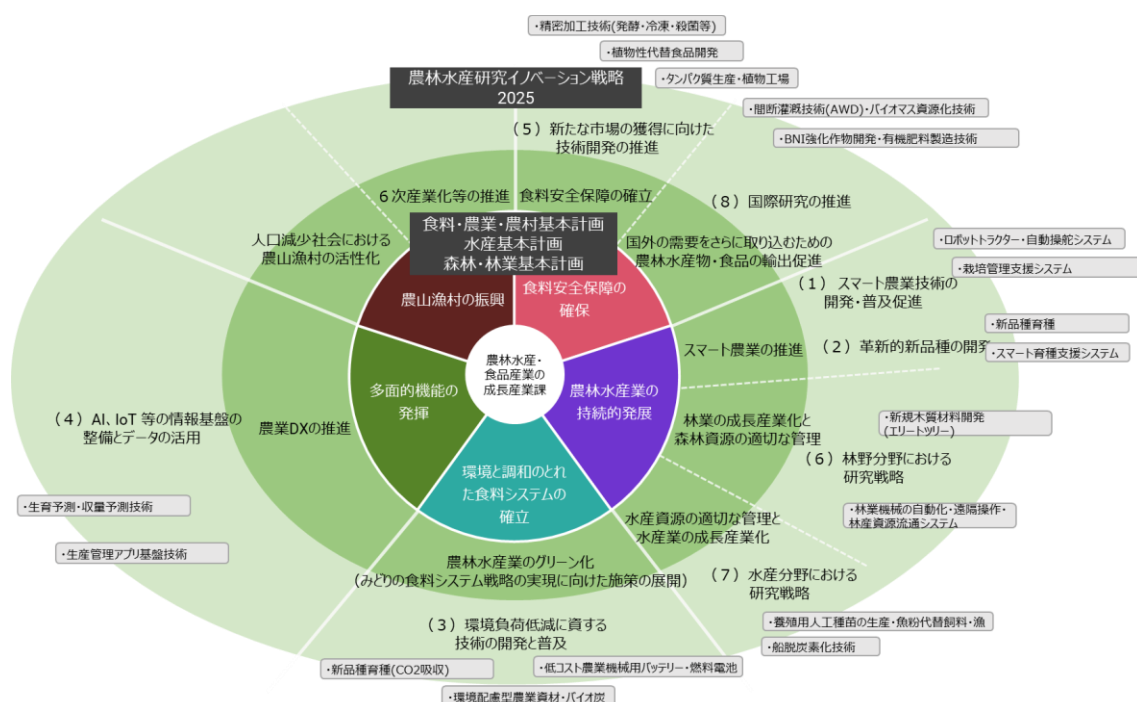
5. 政策課題解決への貢献を強化するための技術領域の整理とプラットフォームの組成・支援 (行動指針③)

協議会としての政策課題解決への貢献を加速するには、各プラットフォームの技術シーズを包括的に分析・整理し、技術マップの作成により協議会にある技術シーズの各技術領域の濃淡を把握し、政策課題解決に資する技術領域との関係を整理する。

技術マップ作成のための技術シーズの把握は、前述 1 の「見える化」により実施し、政策課題解決に資する技術領域については、国の最新の戦略や計画を踏まえて整理していく。

これにより、政策課題に対して協議会の技術シーズの多い領域や不足する領域を見定めて支援の重点化テーマを絞り込み、当該テーマに該当する既存のプラットフォームへの支援や、必要に応じて協議会事務局が主導してテーマに関係するステークホルダーを集め、プッシュ型でプラットフォームを組成・支援することにより政策課題に対応するなど、戦略的な取組を行う。

政策課題解決に資する技術領域のイメージ (今後、技術マップの作成と併せて、最新の政策課題等を分析し作成予定)



6. 省内外の他の協議会や地域イノベーション拠点等との連携（行動指針④）

Ⅱの1（2）に記載したとおり、本協議会の設立以降、省内外において様々な協議会やプラットフォームが設立され、地方でも地域イノベーション拠点等が充実してきた。加えて、農林水産・食品分野で市場ニーズに適合した事業化等を実現するためには、本協議会への参画が少ない生産者や消費者のニーズの把握が重要である。

このため、本協議会において不足するリソースを補完する協議会や外部機関を見定め、省内外の事業、大学や地方インキュベーション拠点、生産者・消費者団体などの他の組織と①優良な技術シーズの流入、②国内外マーケット側との接続、③人・情報・施策等のリソース補完の観点で、連携強化する。

また、有望な技術シーズについては、省内の規制部局・推進部局に早期に情報提供し、制度対応・実証・販路開拓へ繋げることで市場適合的な社会実装の加速化を図る。

7. その他

（1）協議会の会費について

協議会の「会費の徴収の是非」については第1期から議論され、第2期基本方針において、農林水産省が運営することで、プラットフォームを通じた業界との接点や課題把握等、農林水産省としてのメリットがあることから、農林水産省と協議会が一体となって事業を推進することを重視し、会費は徴収せず、法人格も付与しない方針で開かれた協議会として運営を継続することとした。

第3期においても基本的な考え方は変更しないものの、協議会の運営を予算措置のみに依存していることを踏まえ、持続的な運営と支援内容の充実・強化に資するよう、一部支援の有料化や収益の運用方法等について検討し、可能な取組から順次実施する。

（2）ロードマップの作成

これまで協議会では基本方針を踏まえつつ単年度ごとに活動計画を策定してきたが、中長期的な視点の反映が十分とは言えなかった。加えて、本基本方針に記載した取組を令和8年度からすべて着手することは、予算や運営体制の観点から現実的ではない。このため、単年度計画に加え、中長期的なロードマップを策定し、各年度の取組を基本方針と整合させながら計画的に進めていく。